

富山県内水面漁場管理委員会議事録

1 開催の日時及び場所

日時 令和4年1月27日(木) 午後1時30分から午後2時15分
場所 富山県民会館704号室

2 出席委員

田中篤人、山本勝徳、笠井廣志、中田眞一郎、中田礼子、角眞光彦、藤田信弥、堀井律子、(欠席委員：なし)

3 議長

富山県内水面漁場管理委員会 会長 田中篤人

4 委員会の成立

定員の過半数の委員が出席していることから、漁業法第145条第1項及び第173条の規定に基づき、当委員会は成立。

5 議事録署名委員の指名

山本勝徳、藤田信弥

6 水産漁港課職員

矢野課長、小善課長補佐、川口主任

7 事務局職員

渡辺事務局長

8 付議事項(議題)

(1) 神通川水系熊野川における水産動物採捕規制の委員会指示について(協議)
県から資料1に基づいて、説明があった。

田中会長から、当該委員会指示が最初に発出された平成20年以前の状況、発出の経緯はどうであったか、という質問があり、県から当時の状況は不明であり、確認して報告すると回答があった。

これに関連して藤田委員から、おそらくサクラマス資源を保全するために、漁業権魚種以外の魚種との混獲を避けるために、富山漁協から要望したのではないか、という意見があった。

角眞委員から、当該委員会指示の区域に採捕制限の看板等はあるか、常願寺川のように網漁が禁止されている区域で網を使っていれば、釣り人が注意することも可能であるが、看板がないと、釣り人同士でも注意もできない、と意見があり、県から、県の漁業調整規則で決められているものは看板が建てられているが、委員会指示によるものは、基本的に一定の期間だけ適応されるものである。当該委員会指示は、長く続いてはいるものの、いつかは解除される可能性があり、そういう意味で看板を建てることは今まで実施して来なかった。ただ、今後も継続して委員会指示が出されるということであれば、検討する余地はある、と発言があった。

藤田委員から、当該区域は河川がうねっていて、藪が多く、道路等からの認視が困難であり、有効な看板設置位置も判らない。釣り人自身の自覚、責任に依存するか、漁場監視員の監視に頼るしかないのでは、という意見があった。

中田眞一郎委員から、河川各所に告知看板が設置されているが、年月を経て、破損もしくは、見づらくなっている看板が多い。これらのメンテナンス、更新についての県の考え方を聞きたい、と発言があり、県小善課長補佐から、特に傷みが酷い看板から、順次更新していくこととしているが、数が多いので、なかなか一気に進まないのが現状である、と説明があった。

神通川水系熊野川における水産動物採捕規制の委員会指示について、採決の結果、全会一致で異議なしとされ、資料1-2の委員会指示案のとおり指示を発出することとなった。

(2) 秋サケ来遊実績について（情報提供）

県から、資料-2に基づき令和3年度の秋サケの来遊状況について説明があった。

令和3年度のサケ沿岸捕獲尾数は平年比で17%、河川における捕獲尾数は平年の27%であり、大きく減少したこと、また、本年の本県におけるサケ減少は、資源状況の悪化に加え、これまで多くの捕獲実績があった庄川においてヤナ漁が中止されたことが理由として上げられるとのことであった。さらに、全国的に見た場合、北海道の日本海側で前年比112%、本州日本海側で45%の来遊であったことが報告された。

また、本年度のサケ稚魚放流は計画を下回り、3月中旬頃までに県全体で約798万尾が放流される予定であること、これは、昨年比で52%、平年比で44%であることが報告された。

藤田委員から朝日内水面漁協と黒部川内水面漁協のサケ親魚共同採捕の実態について質問があり、県川口主任より、小川などでは、河口の河床整備がしっかり実施されていたこともあって、来遊親魚数が明らかに多かったこと、また、釣りによる捕獲も実施されているが、それにも増してヤナでの捕獲が多かったことが

報告された。

中田眞一郎委員から、補足の説明として、朝日内水面漁協と黒部川内水面漁協が、一昨年から覚書を交わして、サケ親魚を共同で採捕、管理して有効活用できるようにしており、黒部川内水面漁協からヤナや捕獲檻を無償提供するなど協力して事業実施し、種卵の確保に努めていることの説明があった。

一方で、釣りによって得られた親魚からの種卵は、釣りによる捕獲のストレスからか、発眼率が低いこと、10月の親魚蓄養では水温が高いためにへい死が多いことが問題であり、今後これらの改善のための対応を図っていききたいと発言があった。

(3) その他

事務局から、第21期委員会親睦会の四半期の収支について報告があった。

(4) 次回の委員会の日程について

次回の委員会を、令和4年2月28日（月）13時30分から開催することを申し合わせ、散会した。

以上のとおり、相違ないことを証するため署名する。

令和4年1月27日

議長

署名委員

署名委員
